

(整理番号 609)

大阪地方最低賃金審議会

令和6年度第5回大阪府最低賃金専門部会 議事要旨

- 1 日 時 令和6年8月1日(木)
午前9時52分～午後4時22分
- 2 場 所 大阪合同庁舎第2号館9階 遠隔審理室
- 3 出席者
公益を代表する委員 3名
労働者を代表する委員 3名
使用者を代表する委員 3名
- 4 議 事
大阪府最低賃金の改正決定について
- 5 議事要旨
 - (1) 労働者を代表する委員からは、改めて前回提示の54円の引上げ額の提示があった。
 - (2) 使用者を代表する委員からは、政府の2030年代半ばまでの全国加重平均1,500円到達目標から導いた年平均引き上げ率4.1%相当に、影響率を考慮した47円の引上げ額の提示があった。
 - (3) その後、公・労、公・使の個別協議を重ね、労働者を代表する委員からは51円、使用者を代表する委員から49円の提示がなされた。さらに協議を重ねたが、改正最低賃金額及び効力発生の日について労使の意見の隔たりは埋まらず、公益一任により、時間額1,114円、効力発生の日は、令和6年10月1日とする結論に達し、答申することとなった。
 - (4) 次に、答申文を作成するにあたり、公益一任による全会一致の取り扱い、効力発生日について議論の後、附帯事項についての協議、確認がなされた。
 - (5) 以上、時間額1,114円、効力発生の日は、令和6年10月1日とする旨、大阪労働局長に対して答申が行われた。